

令和3年度 第1回鳥取県国民健康保険運営協議会の結果について

令和3年12月1日

医療・保険課

1 日時 令和3年10月25日(月) 午後1時30分から午後3時まで

2 場所 鳥取県立図書館大研修室

3 出席者 鳥取県国民健康保険運営協議会委員
事務局出席者 福祉保健部長、医療・保険課長 他

4 概要

- 令和4年度の納付金の算定方法について、県から当運営協議会に諮問の上ご審議いただき、諮問事項について了承を得た(諮問事項)。
- 第2期鳥取県国民健康保険運営方針(以下「運営方針」という。)に定める基本的な考え方にに基づき、第2期運営方針対象期間中の令和5年度中までを目途に、保険料水準の統一に向けたロードマップの作成を行うことについてご意見を伺い、併せて今後のスケジュールを報告した(協議事項)。
- 第2期運営方針に定めるデータヘルスの推進に係る県の取組に基づき、市町村ごとの健康づくりを一層推進する仕組みづくりのため、県全体の国保保健事業の指針となる県データヘルス計画を令和3年度中に策定すること及び骨子案についてご意見を伺い、併せて今後のスケジュールを報告した(協議事項)。
- その他、令和2年度国民健康保険事業の実施状況について報告した(報告事項)。

【報告事項】

令和2年度国民健康保険事業の実施状況について

令和2年度国民健康保険の決算の状況について、鳥取県国民健康保険特別会計の歳出決算は514.9億円(R元:517.3億円)であった。赤字補填目的の法定外一般会計繰入を行った市町村はなかった。

<主な意見>

- ・ P D C Aサイクルの確立や医療に要する費用の適正化の取組みが記載されているところ、特定健診や保健指導についてはすぐに結果が出るわけではないが、評価を行う必要がある。取組みが無駄にならないように、被保険者にどういった効果があるかを被保険者に伝わるようにしないとけない。

【協議事項】

(1) 保険料水準の統一に向けたロードマップの作成について

第2期運営方針に定める保険料水準等に係る基本的な考え方にに基づき、第2期運営方針対象期間中の令和5年度中までを目途に、保険料水準の統一に向けたロードマップの作成を行うこととし、引き続き、市町村との協議も踏まえ、当運営協議会でも随時報告等を行うこととした。

《運営方針抜粋》

- ・ 将来的には、保険料水準の統一を目指すこと。
- ・ 統一の時期、統一に向けての工程、調整項目(算定方式、賦課割合、支給基準など)、課題等について具体的に検討を進めること。
- ・ 統一に向けては、市町村ごとに医療費水準や健康づくりへの取組、保険料収納率などに差があることから、これらの差を縮める取組についても議論していくこと。

<主な意見>

- ・ 各保険者によって被保険者の状況も違っているところ、当運営協議会で決定したことを市町村に押し付けるということはないか。
- ・ 従来から県と市の実務レベルでかなり議論してから、この場に上がってくるという流れになっており、こちらで何か一方的に決めて従ってもらおうというような形はとられていない。今後もそのような形にはならないだろうと考えている。

<策定スケジュール>

- R3. 8. 20 県・市町村連携会議において、ロードマップを作成する方針について市町村と合意
- R4. 3 県・市町村連携会議において、議論を開始
- R4. 4~R4. 9 市町村の現状整理、水準統一の認識統一、定義等の整理
- R4. 10~R5. 3 具体的な工程を議論(連携会議等)
- R5. 4~R5. 9 ロードマップ案を議論(連携会議等)
- R5. 10~R6. 3 パブリックコメント、運営協議会への諮問、ロードマップ制定

(2) 保健事業実施計画（県データヘルス計画）（仮称）骨子案について

第2期運営方針に定めるデータヘルスの推進に係る県の取組に基づき、市町村ごとの健康づくりを一層推進する仕組みづくりのため、県全体の国保保健事業の指針となる県データヘルス計画を令和3年度中に策定することとし、策定にあたっては、市町村や関係機関等の意見を伺いながら進めていくこととした上で、データヘルス計画の骨子案（別紙）をお示しし、ご意見を伺った。

《運営方針抜粋》

- ・ 国保連合会と連携して、市町村のデータヘルス計画の策定及び評価を支援する他、計画の策定及び評価に必要なKDBシステム（国保連合会が管理する国保データベースをいう。以下同じ。）等の有効活用を図り、併せて生活習慣病の発症予防や重症化予防の取組が充実するよう、市町村を助言すること。
- ・ 市町村ごとの健康づくりを一層推進する仕組みづくりのため、県全体の国保保健事業の指針となる県データヘルス計画を策定し、市町村のデータヘルス計画と両輪となって、被保険者の健康を守るための目標達成に向けて、データヘルスを着実に推進すること。
- ・ 国交付金を活用し、市町村の国保保健事業を支援する県の国保保健事業を実施すること。

<主な意見>

- ・ データヘルス計画は各市町村にも同様の計画があると思うが、県の計画の中で県の役割をしっかりと示すと分かりやすいと思う。
- ・ かかりつけ医とかかかりつけ薬局という話があり、県の方でいろいろな保健事業、健康増進といった事業を進められるときに、既存の医療的な資源を最大限活用してほしい。

<策定スケジュール>

R3. 10	県データヘルス計画の骨子案の検討・協議
R3. 11～R3. 12	〃 本体案の検討・協議
R4. 2	パブリックコメント
R4. 3	県データヘルス計画の策定、関係機関等への報告

【諮問事項】

令和4年度納付金の算定方法について

項 目	令和4年度納付金の算定方法	現行（令和3年度）
①医療費指数反映係数 α (各市町村の医療費水準の差をどの程度納付金の配分に反映させるかを調整する係数の設定)	医療費水準を反映する。($\alpha = 1$)	$\alpha = 1$
②所得係数 β (所得の水準をどの程度納付金の配分に反映させるかを調整する係数の設定)	国が示す係数とする。($\beta =$ 県平均)	$\beta =$ 県平均
③均等割指数 (応益割（均等割及び平等割）の賦課総額に占める均等割の割合の設定)	0. 7	0. 7

<審議結果> 諮問どおり了承された。

<主な意見>

- ・ 保険料（税）の料率や限度額の変更等については、各市町村が住民や被保険者のためにわかりやすく情報発信したり、丁寧な説明の機会を設けたりするようにしてほしい。

鳥取県国民健康保険

保健事業実施計画（県データヘルス計画）（仮称）骨子案

第1章 基本的事項

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の目的
- 3 計画の期間
- 4 計画の評価等

第2章 鳥取県の現状

- 1 鳥取県の全体像と特性
- 2 医療の状況
- 3 保健事業の取組状況

第3章 保健事業における取組方針及び目標等

- 1 県の健康課題を踏まえた保健事業等の取組方針
- 2 データヘルス推進に係る目標等
- 3 各保健事業に係る目標等
- 4 その他事業に係る目標等

第4章 その他

- 1 計画の公表および周知
- 2 計画の推進体制
- 3 関係機関等との連携

参考資料（県の全国比較等の指標や各市町村のデータヘルス計画等）

【参考：鳥取県国民健康保険運営協議会 委員】

委員区分	委員名	所属等
被保険者代表	秋山 祐子	農業
	高橋 進	農業
	橋本 佐恵子	農業
保険医又は 保険薬剤師代表	田中 敬子	鳥取県医師会/はまゆう診療所院長
	河崎 一寿	鳥取県歯科医師会理事
	井上 雅江	鳥取県薬剤師会中部支部専務理事
公益代表	石川 真澄	公立大学法人公立鳥取環境大学教授（会長）
	吉田 正子	よしだ社会保険労務士事務所/社会保険労務士
	野間田 憲昭	社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会常務理事
被用者保険代表	村田 泰規	山陰自動車業健康保険組合鳥取支部総務課長
	永海 健治	全国健康保険協会鳥取支部業務グループ長